

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月18日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第25号

新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県青少年健全育成条例施行規則（昭和52年新潟県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(揭示及び表示)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第22条の3第2項の規定による深夜における立入禁止の揭示は、別記第7号様式により行うものとする。</p> <p>4 条例第22条の4第4項の規定による自動販売機等の表示は、別記第8号様式により行うものとする。</p> <p>(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)</p> <p>第12条 条例第22条の3第1項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。</p> <p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p>第13条 条例第22条の4第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第22条の4第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)</p> <p>第14条 条例第22条の4第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 条例第22条の4第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更 前条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 条例第22条の4第1項第5号に掲げる事項の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。) 前条第1項第2号に掲げる書類</p>	<p>(揭示及び表示)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第22条の2第2項の規定による深夜における立入禁止の揭示は、別記第7号様式により行うものとする。</p> <p>4 条例第22条の3第4項の規定による自動販売機等の表示は、別記第8号様式により行うものとする。</p> <p>(深夜における青少年の立入りを禁止する営業の指定)</p> <p>第12条 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める営業は、個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業とする。</p> <p>(自動販売機等による図書類の販売の届出等)</p> <p>第13条 条例第22条の3第1項の規定による届出は、別記第12号様式により、次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 条例第22条の3第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(自動販売機等による図書類の販売の変更の届出等)</p> <p>第14条 条例第22条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、別記第13号様式により行うものとする。この場合において、当該変更が、次の各号に掲げる変更であるときは、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) 条例第22条の3第1項第1号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更 前条第1項第1号に掲げる書類</p> <p>(2) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものに限る。) 前条第1項第2号に掲げる書類</p>

- (3) 条例第22条の4第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し
- 2 条例第22条の4第3項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第14号様式により行うものとする。

第7号様式 (第5条関係)

新潟県青少年健全育成条例により、午後11時から翌日の午前4時までの間は、18歳未満の青少年の立入りをお断りします。

(略)

第8号様式 (第5条関係)

(略)

この表示は、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第4項に基づくものである。

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)により図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)をしたいので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第13号様式 (第14条関係)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)変更届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)に係る届出事項を変更したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第14号様式 (第14条関係)

図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)使用廃止届

(略)

下記のとおり図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の4第3項の規定により、届け出ます。

(略)

- (3) 条例第22条の3第1項第5号に掲げる事項(電話番号を除く。)の変更(自動販売機等管理者の変更に係るものを除く。)住民票の写し
- 2 条例第22条の3第3項の規定による自動販売機等の使用の廃止の届出は、別記第14号様式により行うものとする。

第7号様式 (第5条関係)

新潟県青少年健全育成条例により、午後11時から翌日の日の出時までの間は、18歳未満の青少年の立入りをお断りします。

(略)

第8号様式 (第5条関係)

(略)

この表示は、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第4項に基づくものである。

(略)

第12号様式 (第13条関係)

(略)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)により図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)をしたいので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第13号様式 (第14条関係)

自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)販売(貸付け)変更届

(略)

下記のとおり自動販売機(自動貸出機)による図書類(特定がん具類)の販売(貸付け)に係る届出事項を変更したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

(略)

第14号様式 (第14条関係)

図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)使用廃止届

(略)

下記のとおり図書類(特定がん具類)の自動販売機(自動貸出機)の使用を廃止したので、新潟県青少年健全育成条例第22条の3第3項の規定により、届け出ます。

(略)

第15号様式（第17条関係）

（略）

裏

新潟県青少年健全育成条例の抜粋
（立入調査等）

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) （略）

(7) 第22条の3第1項の規則で定める営業を行う場所

2 （略）

（略）

第15号様式（第17条関係）

（略）

裏

新潟県青少年健全育成条例の抜粋
（立入調査等）

第27条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、興行を行っている時間又は営業時間中、次の各号に掲げる場所に立ち入らせ、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

(1)～(6) （略）

(7) 第22条の2第1項の規則で定める営業を行う場所

2 （略）

（略）

第2条 新潟県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

名	称	位 置
新潟市	子ども創作活動館	新潟市
新潟市	若者支援センター	新潟市
長岡市	法末自然の家	長岡市
糸魚川市	青海少年の家	糸魚川市
妙高市	国立妙高青少年自然の家	妙高市
阿賀野市	五頭連峰少年自然の家	阿賀野市
胎内市	新潟県少年自然の家	胎内市

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。